



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

# ウェルフェア・レポート<sup>®</sup>

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行先：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

## 特養の平米単価 やや低下も高止まり

### ～独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は6月28日、貸付先のデータを用いて集計した2021年度の福祉・医療施設の建設費の状況を公表した。

それによると、ユニット型特別養護老人ホームの全国平均平米単価は30万9,000円で、前年度の31万2,000円から3,000円低下。同定員1人当たり建設費は1,415万7,000円で、前年度の1,489万9,000円から74万2,000円低下した。いずれも前年度から低下するも、依然として高止まりが続いている。

保育所および認定こども園の全国平均平米単価は37万6,000円で、前年度からほぼ横ばいだが、2010年度以降で最高額を記録した。

病院の全国平均平米単価は42万3,000円、同定員1人当たり建設費は2,434万8,000円で、いずれも2010年度以降で最高額となった。介護老人保健施設の全国平均平米単価は33万4,000円、同定員1人当たり建設費は1,493万5,000円となり、いずれも前年度より上昇している。

こうした結果を踏まえ、福祉医療機構は「2021年度においても、建設費は高止まりの状況であることが確認できた」としたうえで、新型コロナ禍後の経済活動の再開やウクライナ情勢による建設資材の高騰傾向を指摘。高騰は今年度以降の建設費に影響を及ぼすことが予測され、「設備投資額が増加すれば将来的な施設経営にも波及する恐れがある」と警鐘を鳴らしている。

また、価格面のみならず、建設資材の確保自体が困難となり工期が長期化する事例も発生していることに言及。これらの影響がいつまで続くかは不透明として、今後、施設の建設計画を進める際には「工事着手時期の見極めが重要となる」と分析し、それを見極めるにあたっては「各種情報収集や基本構想・事業計画の策定など、可能なものから早期に着手し、綿密に検討しておくことが望まれる」と結んでいる。

## 来年のこども家庭庁創設に向け準備室が始動

～こども家庭庁

野田聖子こども政策担当大臣は7月5日、来年4月に創設されるこども家庭庁に関して、設立準備室の職員に向けて訓示した。こども家庭庁の創設は社会変革であり、「子どもたちを日本のど真ん中に置く、かつてない歴史の転換のような大事業である」とし、「今日から子どものために我を捨てて、子どもを本当に幸せにする役所に向けて邁進してほしい」と職員を鼓舞した。同庁は、子ども政策の司令塔となる組織で、設立準備室では今後、少子化や貧困問題、虐待等に関する政策立案において、いかに子どもの声を反映するかなどを検討していく。

## テクノロジー活用の効果検証を実施

～厚生労働省

厚生労働省は7月5日、「第211回社会保障審議会介護給付費分科会」を持ち回りで開催した。今年度実施する「テクノロジー活用等による生産性向上の取り組みに係る効果検証事業」の概要に関して説明がなされた。

今年度は、①見守り機器等を活用した夜間見守り、②介護ロボットの活用、③介護助手の活用、④介護事業者等からの提案手法——の4つが実証テーマに挙げられており、テクノロジーの活用で介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか、働き方や職場環境がどのように改善したのかなどを調査する。6・7月から事前調査が始まり、12月から来年3月にかけてデータ分析や実証結果を取りまとめたうえで、2024年度介護報酬改定の検討材料にしていくことをめざす。

## 4回目接種を促す通知を发出

～厚生労働省

厚生労働省は6月24日、「高齢者施設等における新型コロナワクチンの4回目接種の促進について(その2)」を、都道府県等に事務連絡した。

事務連絡では、4回目接種の有効性と安全性について言及し、「4回目接種により重症化予防効果や死亡予防効果が得られる」「ファイザー社またはモデルナ社のワクチンを接種した者については、接種後21日までの調査で重大な副反応を認めなかった」などの報告を紹介している。そのうえで、5月25日から4回目接種が始まっていることを踏まえ、介護施設の入居者は重症化リスクの高い高齢者が多いことから、最も接種を検討すべき対象者だとしている。

また、4回目接種を行うにあたっては、自治体の担当部局や地域の医療機関等からの助言を得るなどして、接種体制の構築を図っていくことも求めている。

事務連絡では、介護施設等での接種に関する課題への対応策を検討する際の各種参考資料等もあわせて紹介している。

## 特定加算の取得 処遇改善加算と比べ10ポイント近い差

～公益社団法人全国老人福祉施設協議会

公益社団法人全国老人福祉施設協議会はこのほど、「令和4年4月『加算算定状況等調査』」の結果の概要を公表した。同調査は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、地域密着型通所介護等1万792の会員事業所を対象に、介護事業等の経営支援および制度改正・報酬改定に向けた課題整理を目的としてアンケートを実施したもの。今年5月11～27日にインターネットで行った(回収率52.1%)。

介護職員処遇改善加算の取得状況については、特養99.4%、地域密着型特養99.4%、ショートステイ99.2%、デイサービス98.7%となっている。一方、介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)の取得状況は特養91.9%、地域密着型特養91.0%、ショートステイ91.9%、通所介護89.1%と、介護職員処遇改善加算と比べて概ね10ポイント近く低いことがわかった。また、介護職員処遇改善支援補助金の取得状況は特養81.3%、地域密着型特養77.7%、ショートステイ79.1%、通所介護76.5%で、特定加算よりさらに10ポイント以上低い結果となった。

LIFEのユーザー登録状況については、「ユーザー登録を終えて、LIFE関連加算を1つ以上算定している」または「ユーザー登録は終えたが、LIFE関連加算は算定していない」と答えた割合を合わせると、特養87.8%、通所介護72.3%だった。一方、「ユーザー登録を行う予定はない」と回答した割合が特養3.2%、通所介護9.8%と一定数いることがわかった。LIFE関連加算の取得状況に関しては、特養では自立支援促進加算が最も低く10.6%、通所介護では栄養アセスメント加算が5.2%と最も低かった。

## 認知症による行方不明者 過去最多を更新

～警察庁

警察庁は6月23日、2021年に届け出された行方不明者の状況を公表した。昨年の行方不明者届出受理数は7万9,218人で、前年と比べて2,196人増加したが、統計史上最少を記録した前年に次いで少ない結果となった。

行方不明者数のうち、認知症または認知症の疑いが原因だった人は1万7,636人で、前年の1万7,565人から71人増加。全体の22.3%を占めている。また、認知症関連の行方不明者は2012年から増加しており、過去最多を更新した。年齢別に原因をみると60歳代の22.0%、70歳代の65.5%、80歳代以上の77.9%を認知症が占めた。

2021年中に所在確認等がされた行方不明者数は、全体で7万8,024人で、認知症疑いによる者は1万7,538人。そのうち、所在が確認された人数は1万6,977人、死亡が確認された人数は450人だった。また、所在が確認された行方不明者のうち、1万6,877人は受理されてから1週間以内に確認されている。

## 「ベースアップ加算」既存の処遇改善加算と計画書を一本化 ～厚生労働省

厚生労働省は6月21日、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を都道府県・市区町村に通知した（介護保険最新情報 Vol.1082）。

今年10月から、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるため「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設される。それに伴い通知では、これまでの介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算、新設される介護職員等ベースアップ等支援加算の考え方を改めて整理するとともに、これら3つの加算を一本化した「処遇改善計画書」および「実績報告書」の様式例と、記入例・記入要領を示している。

なお、10月から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合、8月末までに都道府県等に届出を行う必要がある。

## 雇用義務対象外の障害者も算定可能に

～厚生労働省

厚生労働省は6月17日、「第121回労働政策審議会障害者雇用分科会」を開催し、今後の障害者雇用施策の充実強化について意見書を取りまとめた。

意見書では、障害者の就労支援に従事する人材について、労働関係法規や雇用管理・定着支援等の福祉分野と雇用分野の知識・スキルを横断的に付与する基礎的研修を実施するなど、専門人材の育成強化を求めている。基礎的研修の対象者は、就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業の就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者と生活支援担当者。実施期間は3日以内で、一部オンラインの活用も可能とする。

また、雇用義務の対象となっていない週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の就労機会拡大のため、特例として実雇用率に算定できるようにすることを提言した。ただ、算定は1人を0.5カウントとし、中長期にわたり週20時間以上の雇用に移行できない者も一定程度いることを踏まえ、一律に適用期間を区切ることはしないことが適当とした。

また、精神障害者の雇用義務化や雇用率が引き上げられたことに伴い、20時間以上30時間未満の精神障害者の算定を1カウントとする特例を延長することも盛り込んだ。

そのほか、障害者雇用率制度における障害者の範囲（障害者手帳を所持していない精神障害者、発達障害者、難病患者の取り扱い）については、引き続き検討することが適当であるとした。